

令和7年度 市有不動産売扱案内書

売扱いの方法については、一般競争入札方式をとっておりますので、この案内書をよくお読みのうえ、それぞれ所定の手続を行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

入札参加申込期間

令和8年1月26日（月）から

令和8年1月28日（水）まで

入札日・開札日

令和8年2月3日（火）

入札開場：姫路市役所本庁10階 第5会議室

開札開場：姫路市役所本庁10階 第2会議室

一般競争入札は、
地方公共団体が不動産を売り扱うときに行う方法で、参加者が購入しようとする金額を入札書に記入していただき、本市で設定した予定価格以上で、最高の金額で入札された方を落札者として、契約の締結を行います。

姫路市管財課
姫路市安田四丁目1番地
TEL (079) 221-2226

目次

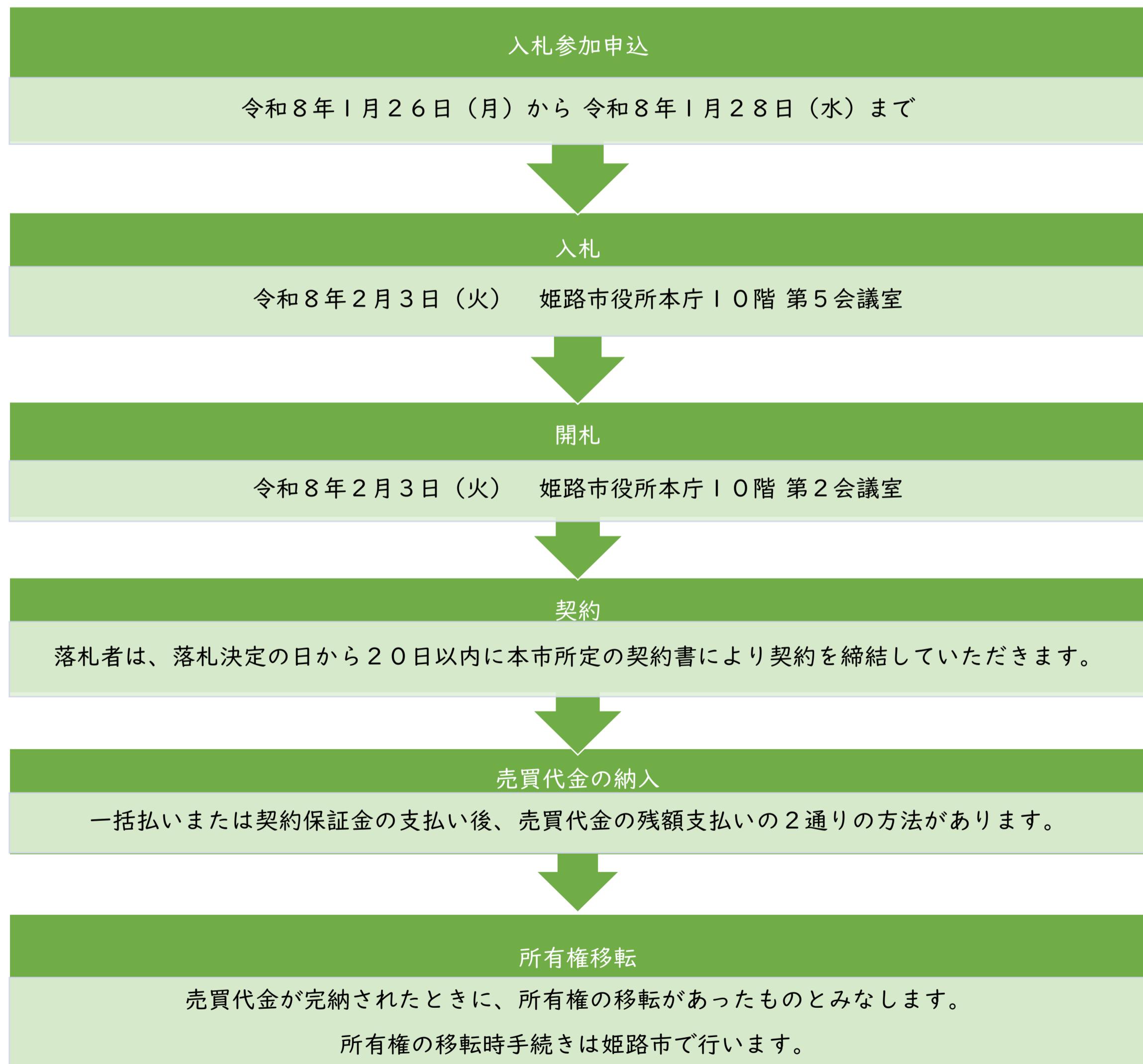
1. 入札物件一覧	P1
2. 主なスケジュール	P1
3. 入札参加資格	P2
4. 入札手続き	
(1) 入札参加申込み	P2
(2) 申込上の注意事項	P3
(3) 入札保証金について	P3
(4) 代理人による入札	P3
(5) 入札当日に持参するもの	P3
(6) 入札の無効	P4
(7) 開札	P4
5. 契約手続き	
(1) 契約締結	P4
(2) 売買代金の支払い	P4
(3) 所有権移転及び物件の引き渡し	P4
(4) 売買代金以外に必要となる費用	P4
6. その他	P5

I. 入札物件一覧

各物件の詳細は、物件調書をご確認ください。

物件番号	所在地	地積 (m ²)	予定価格	入札日	入札時間	開札時間
1	姫路市香寺町広瀬字朝合225番1	228.05	304万円	令和8年2月3日(火)	午前9時15分 ～ 午前9時45分	午前9時45分
2	姫路市香寺町野田字道東27番3	83.01	165万円		午前10時00分 ～ 午前10時30分	午前10時30分
3	姫路市御立東四丁目21番1	189.50	1,005万円		午前10時45分 ～ 午前11時00分	午前11時00分
4	姫路市飾磨区阿成渡場203番	55.81	239万円		午前11時15分 ～ 午前11時45分	午前11時45分

2. 主なスケジュール



3. 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)に該当する者

(2) 本市市税に滞納がある者

(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による徴収の猶予を受けている者であって、それ以外に滞納がないものを除く。)

4. 入札手続き

(1) 入札参加申込

入札参加希望者は、以下の要領により参加申込を必ず行ってください。以下の受付期間に参加申込を行っていない場合は、入札に参加することができません。

受付期間 令和8年1月26日(月)から 令和8年1月28日(水)まで

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

受付場所 姫路市役所本庁4階 管財課

提出書類 ①入札参加申込書

②添付書類

個人の場合	1. 住民票の写し(<u>個人番号未記載</u>) 2. 印鑑証明書 3. 身分証明書(注2) 4. 姫路市税の納税証明書(<u>※滞納無証明書</u>)(注3) 5. 暴力団排除に関する誓約書 6. 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(注4) 7. 相手方(債権者)登録申出書(注4)	各一通
法人の場合	1. 法人の登記事項証明書(全部事項証明書) 2. 印鑑証明書 3. 姫路市の法人市民税・固定資産税・市県民税(特別徴収)の納税証明書 (<u>※滞納無証明書</u>)(注3) 4. 暴力団排除に関する誓約書 5. 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(注4) 6. 相手方(債権者)登録申出書(注4)	各一通
共同買受の場合	1. 代表者選任届 2. 申込者全員の上記書類	

(注意事項)

- 添付書類は、発行後1か月以内のものに限ります。
- 「身分証明書」は、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないことを証明するものであり、本籍地の市町村役場で交付請求してください。なお、外国籍の方については身分証明書が取得できませんので、東京法務局、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課で発行される「登記されていないことの証明書」と管財課の用意する申述書を提出してください。
- 本市に納税義務がない場合は、「課税状況調査同意書」を提出してください。
- 入札保証金を納付書で納めた方
- 上記のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。
- 提出書類は返却いたしません。

(2) 申込上の注意事項

- ① 現地説明会は行いませんので、申込者は、実地及び公法上の規則等を十分確認したうえ、申し込んでください。
- ② 申込者は、「市有土地売買契約書」の各条項をよく読んで、参加してください。
- ③ 申込者は、「入札参加申込書」に必要事項を正確に記入するとともに印鑑登録された印で押印し、所定の添付書類を添えて受付場所に持参し、入札参加の手続きをしてください。
- ④ 入札参加申込書の提出のない場合は、入札に参加することができません。
- ⑤ 落札者の決定後、入札参加申込書に記載している入札参加者と異なる名義での契約及び登記はできません。
- ⑥ 郵送による入札参加申込は受付できません。

(3) 入札保証金について

① 金額

入札金額の100分の3以上

② 提出方法

原則保証小切手により納付していただきます。

(発行日から10日以内のもので支払場所が姫路市内であるものに限ります。)

※一部金融機関が小切手の発行を終了している状況を鑑み、金融機関が小切手を発行できない場合は、本市が発行する納付書で納付していただきます。

③ 入札保証金の取扱い

- ・利息は付けません。
- ・落札者を除き、開札後に返還します。
- ・落札者には、契約締結後に返還しますが、契約保証金に充当することもできます。
- ・落札者の決定後、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は姫路市に帰属します。

(4) 代理人による入札

- ① 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
- ② 委任状の本人の印は、印鑑登録された印を押印してください。

(5) 入札当日に持参するもの

- ① 入札書
- ② 入札保証金(姫路市内支払地の銀行保証小切手または納入通知書兼領収書(原本))
- ③ 申込者の印鑑(印鑑登録の印。代理人による入札の場合は、委任状に押印された代理人の印)
- ④ 代理人による入札の場合は、委任状
- ⑤ 入札参加申込書の写し(受付印が押印してあるもの)

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア) 入札参加資格を欠く者がした入札
- イ) 入札書が所定の日時までに差し出されない入札
- ウ) 入札者若しくはその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらのものがさらに他の者を代理してした入札
- エ) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- オ) 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- カ) 代理人による入札の場合において、入札書に代理人の氏名若しくは押印のない入札又は委任状の提出のない入札
- キ) 金額を訂正した入札
- ク) 入札保証金が納付されていない入札又はその金額が所定の額に達しない入札
- ケ) 郵便により差し出された入札
- コ) 予定価格を下回る金額の入札
- サ) 入札書が所定の物件番号と異なる入札

(7) 開札

開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、市の指定した者を立ち会わせて開札します。この場合は、異議の申立てはできません。

入札者のうち、予定価格以上の最高の価格をもって落札者とします。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

5. 契約手続き

(1) 契約締結

落札者は、落札決定の日から20日以内に本市所定の契約書により契約を締結していただきます。

(2) 売買代金の支払い

売買代金の支払いは、次の2通りの方法があります。

① 売買契約締結時に、全額を支払う方法。

② 売買契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付書により納付し、契約締結の日から40日以内に落札価格の全額を支払う方法。

(3) 所有権移転及び物件の引き渡し

売買代金が完納されたときに所有権の移転があつたものとし、現地での引き渡しは行いません。

物件は、現状有姿で、工作物（フェンス、舗装など）や樹木などを含めた引き渡しとなります。

所有権の移転登記手続きは、本市が行いますが、登録免許税などの諸費用は落札者の負担となります。

(4) 売買代金以外に必要となる費用

- ① 売買契約書に貼付する収入印紙
- ② 所有権移転登記に係る登録免許税
- ③ 売買代金完納後の公租公課

6. その他

- ① 物件は、現状有姿で工作物（フェンス、舗装など）や樹木などを含めた引き渡しとなり、民法第562条第1項本文及び第565条の定めにかかわらず、売買物件の種類、品質（土壌汚染、地中障害物等を含む。）又は数量に関して、市は落札者に対して一切の担保責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法に規定する消費者である場合は、物件を引き渡した日から2年間は、この限りではありません。
- ② 開発及び建築にあたっては、都市計画法、建築基準法及びその他関係法令等を遵守し、事前に開発関連部局と協議をしてください。
- ③ 供給処理施設の引込工事、費用等についての詳細については、直接各供給処理機関にお問い合わせください。
- ④ すべての物件について、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- ⑤ 入札結果（落札価格及び落札者の個人・法人の別）については、姫路市ホームページにおいて公表いたします。
- ⑥ 落札者は、売買物件の引き渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないようご留意ください。